

かすし遊口請暇願書を提出すに至りたるに於ては我協會員
 協會員此の年當りより理田のまじり會社の善處を求めたるあり
 此處に爭突の真相を察し我協會の態度を聲明す
 尚我が協會員協會の會員は總て帝國臣民として自負に於
 て又國體に對する認識と信念に於て何人にも劣らざる事と斷
 言す。

昭和十二年四月 日

日本郵船會社 協會員協會

各位

横濱市中區行越町六一番地
 責任者 佐野三三 拜

勞務第九七六號

昭和十二年五月十一日

警視總監 横山 助成

内務大臣 河原田 稼吉 殿
 逓信大臣 兒玉 秀雄 殿
 社會局長 長官 殿
 各廳長 官 殿

日本郵船株式會社 明朗會員の國旗不掲揚

問題二件の會社革新運動解決後、動靜に關する件

要旨

會社個人會社明朗會員の對し、不満の抱き、對策を講ずるに據り、
 明朗會員の會社側、展置對し、不満の抱き、對策を講ずるに據り、

標記會社對明朗會員の紛議解決後、状況の接報に道十九會社
 側在り、十八明朗會員の對する嚴密なる査問完了セル為、又五月

(7)

